

令和6年度

蒲郡市キャッシュレス決済手数料補助金

募集要領



蒲郡市産業振興部産業政策課

令和6年4月

## 1 事業概要

わが国では、消費者の利便性を高め、事業者の生産性向上につながり、経済全体にも大きな効果をもたらすことが期待されることから、キャッシュレス決済の普及促進を強く推し進めているところです。

蒲郡市においても、このような状況を踏まえると共に、買い物客の利便性を高め、集客を図ることを目的とした中小規模事業者のキャッシュレス決済に要した手数料を支援することにより、当市におけるキャッシュレス決済導入率の増加を推進するものです。

## 2 補助対象者

以下の全てを満たす事業者とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、その他法人又は個人事業主。（※1）
- (2) 蒲郡市内に店舗を有すること。
- (3) 店舗において消費者と対面で金銭の授受を行っていること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者でないこと。
- (6) 政治又は宗教を目的とするものでないこと。（※2）

（※1）その他法人とは

特定非営利活動法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人等の各種法人が対象となります。

個人事業主とは

株式会社等の法人を設立せずに自ら営業を行っている人であり、収入金額のうち事業収入が主な収入である方を対象とします。

（※2）宗教法人は対象外となります。

## 3 補助対象事業

市内店舗において、キャッシュレス決済を実施する事業とします。

※補助実施後、6か月以上、市内店舗において補助対象となったキャッシュレス決済を継続利用していただくことが条件となります。

## 4 補助対象期間

令和6年4月1日（月）から令和7年1月31日（金）まで

※上記期間のうち最大6か月間を補助対象期間とします。

## 5 補助対象経費

補助対象期間に支払いをした、キャッシュレス決済事業者に支払う決済手数料

料（消費税額及び地方消費税額を除く。）とします。

[対象とならない経費]

- ・登録手数料及び工事手数料等
- ・国、県又はその他の機関の補助を受けるもの
- ・割賦支払によるもの
- ・決済事業者の割引等により実際の支払いが生じていないもの

6 補助金額

補助金の額 補助対象経費の3分の1以内（千円未満切捨）  
補助上限額 1 補助事業者当たりの上限額3万円

7 申請手続

(1) 申請受付期間

令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで ※必着

※受付は土日休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

**※申請された補助金の額が予算額を超えるときは、期間内であっても申請の受付を終了します。**

(2) 提出先

〒443-8601

蒲郡市旭町17番1号 蒲郡市産業振興部産業政策課 商工振興係

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出書類

ア 補助金交付申請書（第1号様式）

イ 補助対象経費明細書（第2号様式）

ウ 支払の根拠となる資料（領収書（写）等）

エ 個人事業主は、事業を実施していることが分かる資料（直近の確定申告書等）

オ 申請者本人の身分を証明する書類（個人の場合は、運転免許証等、法人の場合は、登記簿謄本等）

カ 事業所及び店舗の所在地が確認できる書類（直近の確定申告書（写）等）

(5) その他

ア 補助金交付申請書は蒲郡市ホームページからダウンロードできます。

申請にあたっては、交付要綱・募集要領を必ずご確認ください。

イ 申請書提出後に、必要に応じ、追加説明資料の提出の依頼や事業内容に関するヒアリングを行う場合があります。

ウ 提出は、紙媒体で各1部です。

エ 提出書類は返却しません。

## 8 結果の通知

### (1) 要件審査

補助金交付申請書に基づき要件審査を行います。

### (2) 結果の通知

応募者全員に対して、補助金の交付又は不交付の決定を通知します。

交付決定となった場合には、事業者名等を公表することがあります。

要件審査結果の内容についての問合せには応じかねますのでご了承ください。

## 9 補助金の請求

交付決定後、速やかに補助金交付請求書を提出してください。

なお、請求書の提出期限は、令和7年3月31日（月）までとします。

## 10 注意事項

### (1) 補助金の経理

補助金に係る経理については、収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

### (2) 補助事業終了後の調査

補助事業終了後においても、事業成果に関する調査に応じていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

また、この補助金は、補助実施後6か月を超えて、市内店舗において補助対象となったキャッシュレス決済を継続利用していただくことが条件となります。補助事業終了後、継続利用の確認を目的として、調査をする場合がありますので、ご承知ください。

### (3) 交付決定の取り消し・補助金の返還

本事業の要綱に違反したとき、補助事業の申請・報告等で不正な行為があったとき、補助金の運用を不相当と認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることがあります。

補助金申請の流れ

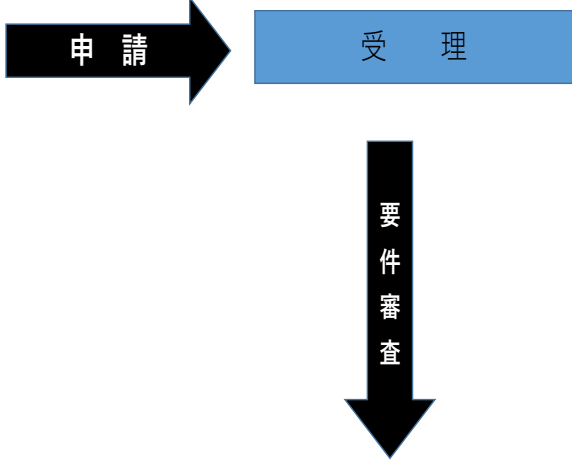
手続きの流れ・提出書類

申請者

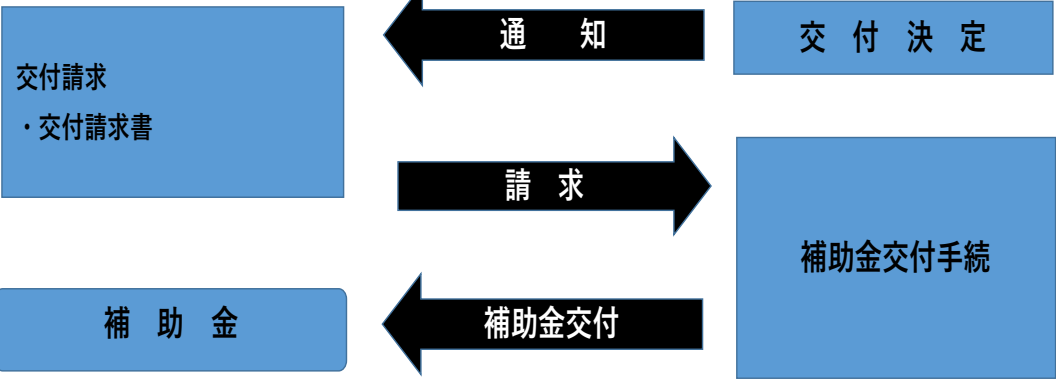
蒲 郡 市

キャッシュレス決済を店舗で実施  
(令和6年4月1日～令和7年1月31日)  
・上記期間内に手数料の支払いが完了  
※補助実施後6か月以上、市内店舗において、  
補助対象となるキャッシュレス決済を継続利用  
していただく必要があります。

交付申請  
・交付申請書  
・補助対象経費明細書  
・支払いの根拠となる資料 (領収書(写)等)  
・【個人事業主のみ】  
事業を実施していることが分かる資料  
(直近の確定申告書(写)等)  
・申請者本人の身分を証明する書類  
(個人：運転免許証等)  
(法人：登記簿謄本等)  
・事業所及び店舗の所在地が確認できる書類  
(直近の確定申告書(写)等)  
※申請期間  
令和6年4月1日から令和7年2月28日まで



※審査の結果、不交付と判断されたものは、「不交付決定通知」を送付します。



※補助金に係る経理上の証拠書類は、  
補助事業が完了した日の属する会計年度  
の終了後5年間は保存してください。